

# 住民主体で介護予防活動を実施する 「通いの場」を支援します

人生 100 年時代を見据え、健康寿命を延ばすためには、高齢者の介護予防・健康づくりを推進することが大切です。市は、高齢者が安心して気軽に集い、さまざまな活動を通じて、日常的に地域の人と交流し、介護予防活動を実施する「通いの場」に対し、補助を行います。



## ①補助対象となる事業

### 次のすべてに該当すること

- (1) 65 歳以上の高齢者を中心とした活動で介護予防に資する運動、体操、脳トレ、介護予防講座等を行うもの  
(毎回の活動の中に介護予防メニューを取り入れること)
- (2) 利用者同士の交流の場や居場所づくりを行うもの
- (3) おおむね毎月 1 回（年間 9 回以上）、2 時間以上、参加者が 6 名以上であること
- (4) 事業の周知を行い、幅広く参加者を受け入れること

※ふれあいネットワークのサロン事業は対象外

## ②対象となる団体

### 次のすべてに該当すること

- (1) 地域住民を主体とした任意団体  
(介護予防を目的とした活動を行うもの)
  - (2) 市の他の制度による助成、補助等を受けていないこと
- ※自治会（行政区）、校区まちづくり協議会は対象外

## ④申請等に必要手続き

1. 申請
  - (1) 交付申請書
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支予算書
  - (4) 従事者、参加者名簿  
(任意様式)
2. 実績報告
  - (1) 実績報告書
  - (2) 事業実績報告書
  - (3) 収支決算書
  - (4) 領収証（レシート）  
※原則、原本だが、コピー可
  - (5) 実施内容が分かる写真等
  - (6) 事業参加者へのアンケート  
(後日配布します。)



## ③補助金の額・補助対象経費

### ●補助金の額

1 団体年間 2～10 万円を限度とする

**(実施回数、参加者数、補助を受ける回数、補助を受ける団体の内容によって異なります)**

### ●補助対象経費

会場の使用料、消耗品、講師謝金（外部講師に限る）、備品購入費 など

※食糧費（軽微なもの、事業実施に必要な食材などの材料を除く）は対象外

## ⑤申請書提出期限 令和 4 年 7 月 15 日（金）まで

※応募団体の書類審査などを行い、補助の可否を選考します。  
(予算を超える申請があった場合等も含む)

お問い合わせ・提出先  
小郡市役所 長寿支援課 高齢者支援係  
TEL 72-2111 (内線 454)

## ●補助対象経費について

補助対象経費	内容
報償費	外部講師に支払う謝金 <b>※団体の構成員に対するものは対象外</b>
光熱水費	事業に要する電気（エアコン）、ガス、水道代等
修繕費	機材等の修繕費用等
食糧費	講師のお茶代、お菓子等の軽微なもの、事業実施に必要な食材などの材料 ただし、市補助金交付額の1/2以内を限度とする。 <b>※アルコール類や食事会の費用、弁当代、お土産代は対象外</b>
消耗品費	事務用品等
印刷製本費	資料、チラシ等の印刷費
使用料及び賃借料	会場借料、賃借料、機材借上料等
通信運搬費	郵便代、電話代等
備品購入費	事務用品、介護予防に資する機材等 ただし、備品購入費は、総事業費の1/2以内とする。
その他	事業実施に必要と認められるものに限る <b>※令和4年度から景品、賞品は対象外</b>

※事業終了後、**実績報告書、決算書、領収書等**の提出が必要です。

**領収書は内訳(内容)が分かるものが必要です。**

原則、領収書等は、事業実施に係る費用のみにして下さい。

(私的なものを含まない。)

**※実績報告の提出後、補助金の額の確定を行います。**

下記に該当する場合は補助金の返還になります。

- ・決算額が補助金を下回った場合
- ・規定の回数や人数に達していない場合
- ・新型コロナの影響で事業実施ができなかった場合 等

## ●補助金の額について

※1回あたりの参加人数や年間の実施回数、補助を受ける回数によって補助限度額が異なります。

